

イギリスの幼児教育における教師の水準化の動向 : チャイルドマインダーに焦点を当てて

坂本, 真由美
九州大学大学院人間環境学府 : 研究生

<https://doi.org/10.15017/7364813>

出版情報 : 国際教育文化研究. 2, pp.37-45, 2002-03-30. Comparative and International Education,
Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



イギリスの幼児教育における教師の水準化の動向

ーチャイルドマインダーに焦点を当ててー

坂本 真由美

はじめに

イギリス（ここではイングランドに限定）における就学前教育は多様といえる。通常イギリスではナーサリー・エデュケーション（nursery education）とは、「義務教育に通学していない子どもたちにふさわしいフルタイムもしくはパートタイムの教育」と定義づけられている⁽¹⁾。従って、イギリスでは、義務教育である初等学校が5歳から始まることが多いため、ナーサリー・エデュケーションは5歳以下の子どもを対象とした就学前教育と考えることができる。しかしながら、ナーサリー・エデュケーションを就学前教育として大きくとらえたとしても、実際イギリスでは、5歳以下の子どもが通う教育機関も多様である。例えば、1～2歳の乳児が主に通うインファント・スクール（infant school）、ほとんどが公立で主に1～3歳児が通うナーサリー・スクール（nursery school）、3～5歳児が通う私的な機関であるプレイグループ（play group）社会福祉関係機関が提供するデイ・ナーサリー（day nursery）、その他チャイルド・マインダー（childminder）と呼ばれる子守に預ける親もいる。一部によっては、義務教育が5歳からではない地域もあるため、5、6歳児が通う初等学校（主に公立）の付属の幼児クラス（レセプション・クラス）というものもある⁽²⁾。概して言えば、イギリスの幼児教育に関しては、全国統一的な規制といったものが緩やかであったといえよう。しかしながら、今日、イギリスでは、幼児教育に関する政府の政策が盛んに行われてきている。特に、1997年以來の労働党政権は、0歳から14歳まで広く対象とした「チャイルドケア：child care」という基本概念を元に、就学前教育の質と水準向上に関する政策を展開している。その1つとして、チャイルドマインダーを含めた就学前教育の教師の水準と質の向上も目指されている。

そこで本論は、まず、イギリスにおける就学前教育の変遷を簡単に概要しながら、新しい政策においていかに幼児教育と教師の水準向上策がとられようとしているのかを見る。そして、特にチャイルドマインダーに焦点を当て、その水準向上に対する施策における動向と課題について明らかにする。なお、本論では、就学前教育を「幼児教育」として統一して使用する。また、日本においては幼児教育では「保育士」、「教諭」が用いられるが、イギリスでは幼児教育従事者の呼称が多様なことから、その複雑さを避けるため、幼児教育従事者についても「教

師」という用語を使用する。

1. イギリスにおける幼児教育の変遷の概観

イギリスの幼児教育の伝統を振り返ってみると、16 世紀頃の上層階級では、乳幼児の教育は乳母教育がほとんどであり、中産・下層階級の場合は、労働力や口べらしとして、子どもを里子や徒弟に出すことが広く行われていたようである。しかし、16 世紀末から 17 世紀にかけては、経済的社会的変化に伴う産業分化や新興ジェントリー層やヨーマン層の成長の中で、ピューリタニズムの子ども観が家庭内で浸透してくる。ピューリタンは、伝統的な乳母教育に反対し、子どもを母の元に戻すことを訴えるようになる。彼らは、聖書の教えに忠実で、人間は悪に染まりやすい弱い者であるから、神の救済を得るためには、厳しく自己の内面を見つめ、道徳性を身につけることが重要であると考えていた。そのため、家庭内では幼児時代から厳しくしつけがなされた。しかし、18 世紀に産業革命が進展するにつれて、単純労働者としての子どもの位置づけが増大し、家庭内ではおさまりきれない教育の保障をするために、貧困層の子どもたちのための家庭外教育の必要性を訴える者たちも現れた⁽³⁾。このような社会的背景の変化に伴い、イギリスの子どもたちに対する国家の教育の機会保障の拡大がなされていった。しかし、1870 年の基礎教育法制定前に行われた強制就学制度導入は、親の親権に対する国家の介入と見なされ、容易に受け入れられるものではなかった。当時は、子どもに教育を与えることは、親の義務であり、尊敬される市民とは、誰の力も借りないことが当然と考えられていたからである。強制就学制度は児童保護の観点から導入された意図が強いが、その導入に携わったフォスター自身、親権の制限を理論化することの必要性を感じながらもそれを止め、児童保護に関しては地域の合意に求めることにしたという⁽⁴⁾。しかし、近代における教育制度や医学の発展は、子育てに関するエキスパートを誕生させた。その結果、近代初期の親たちは、エキスパートたちに必要な時は頼ることができるようになった⁽⁵⁾。第 2 次世界大戦中には、母親の労働力の必要性から日本の保育所のようなサービスを提供するデイ・ナーサリーが普及したが、戦後は、デイ・ナーサリーサービスが減少し、代わりにチャイルドマインディング制度が普及した。その結果、1989 年児童法は、デイ・ナーサリー、チャイルドマインディング、プレイグループの地方教育当局（Local Education Authority、LEA）に対する登録義務などを課した⁽⁶⁾。即ち、この児童法においても、幼児教育に関しては国家の非干渉が根底にあり、地方にその方針や運営が任せられていたといえる。

こうしてみると、イギリスでは伝統的に家庭教育が重んじられてきたが、近代における教育制度やその他の社会的整備の発展により、幼児教育に関しては、児童保護の立場、地域と親とのパートナーシップ、そして、福祉的な子育ての支援という原理から展開されていったことが伺える。しかしながら、現在の労働党政権は、これらの伝統的な幼児教育の考え方に、「国家」を位置づけようとしている。その概念について以下見てみよう。

2. 市場原理における幼児教育

(1) ブレア政権における国家と家族の連結

イギリスの教育における質と水準の向上政策は、1988 年のナショナル・カリキュラム導入をはじめとする保守党のサッチャー首相が行った一連の教育改革から顕著に現れ始めた。例えば、公立学校系列から離脱して独立運営を可能とする国庫補助学校の出現、全国統一試験であるナショナル・テストの全国学校別成績一覧表（リーグ・テーブル）の公開、教育水準局（The Office for Standard in Education、OFSTED）による全国公立学校の統一基準学校視察制度の導入等、学校の提供する教育の質と水準の優劣を明確にすることによって、イギリスでは親の学校選択権が拡大してきた。即ち、教育における市場原理が徹底的に導入されたのである。しかし、1997 年にブレア首相率いる労働党政権が確立しようとしていた時、ブレアは、彼の政策概念において、イギリスにおける「家族」の考えを市場原理に則りながらも以前の保守党（トーリー）政権の考えと異なる見解を示した。「トーリーの家族の見解は、'個人'であった。つまり、個人は個人の力にあるということである。しかし、家族生活の本質はそうではない。家族生活は共に協力することにある。家族は、成員一人一人が互いを助け合い支え合うことで最も機能する。それはコミュニティにおいても国家においても同じである」、「我々は子どもたちが自分の学校、町、国家に誇りを持つことを教える」、「低賃金、低技能、低技術の経済に英国の将来はない・・・目標は、全ての子どもたちのための幼児教育である。それは、中等教育修了試験における A レベル獲得者の拡大、職業と学業のための学習の密接化、貧困による高等教育への壁の崩壊、時代遅れの技能訓練方法の改革である」、「労働党はあらゆる 3、4 歳児に対する幼児教育の拡大に優先的に関わっていく」⁽⁷⁾。ブレアの目的は究極的にはイギリスの経済成長であり、その方策として、国家は家族であるという見解から、0 歳から子どもたちの教育・訓練に国家が関わる妥当性を強調した幼児教育改革を打ち出したのである。

2000 年の労働党の総選挙再勝利に際してもブレアは、更に具体的な幼児教育拡大政策として、2004 年までに、全ての 3 歳児に対する私立やボランティアの無料のデイ・ナースリーの提供、0 歳から 5 歳までの子どもにケアと教育を提供する 100 の「乳幼児優秀性センター：Early Excellence Centre」の設立、貧困層地域のための 500 の「確実なスタートためのセンター：Sure Start Centre」の設立を行うと表明している。そして、私立やボランティア設立の幼児教育の水準向上には OFSTED が貢献するであろうと述べている⁽⁸⁾。このような政策の元、イギリスの幼児教育は確実に変化を迎えており、そのプロセスは OFSTED に託されている。そこで、OFSTED の考える幼児教育の水準とは何か、その見解について見てみる。

(2) OFSTED の目指す幼児教育の水準

OFSTED は、イギリスの教育の質と水準の向上を目指して 1992 年に導入されたナースリー・スクール、初等学校、中等学校、及び独立学校等の学校視察を統一基準を設けて行っている機関である。約 10 年にわたる OFSTED の教育水準向上に関する貢献度に対して、学校や教師による学校視察に対する反応は完全に良くなっているとはいえないが、OFSTED はかなりの自

己評価をしている。例えば、OFSTED の学校視察において重点化された教師の質の向上については、1994 年から 1995 年にかけて 5 授業中 1 授業が学校視察によってその質が「不十分」と認定されたが、1999 年から 2000 年にかけては、20 授業中 1 授業に減っており、OFSTED は「驚異的な達成力」と見なしている⁽⁹⁾。このように OFSTED の学校視察のプロセスとサイクルが浸透し、OFSTED の目標である教育の質と水準の向上に対する数値的な効果が表れ始めた現段階で、OFSTED は自信を持って幼児教育の質と水準向上にも乗り出しているといっても過言ではない。乳幼児 (Early Years) ディレクターである OFSTED の Smith は、「時代にあった児童保護の手続きが必要である。そのためには、広範にわたる証拠の調査をする専門家チームが最も利益をもたらす。OFSTED と社会サービスの関係者との明確で密接なコンタクトがチームワークの一部となる」とし、今までの児童福祉サービスと OFSTED のパートナーシップを図ろうとしている。また、幼児教育の水準について Smith は、「子どもの経験の質は絶対に同じである必要がある。1989 年児童法は水準については述べてこなかった・・・子どもと親に焦点を当てた水準とは明確性を与えることである」と述べている。更に Smith は「1つの LEA に登録したチャイルドマインダーは、その境界を越えて移動しなければならない。全体的な過程を踏まえたかと思うと異なる期待や教授を受けなければならない」ことを問題点とし、チャイルドマインダーの水準化の必要性を述べている⁽¹⁰⁾。今回の教育改革における OFSTED の試みの特徴は、今まで行ってきた学校という組織的な視察ではなく、個人的規模のデイケアやチャイルドマインダーにも視察を施すということである。そのような個人規模の幼児教育を水準化するために、政府や OFSTED はどのような過程を踏もうとしているのか。

3. チャイルドマインダーの水準向上施策

イギリスの幼児教育に関わる教師の種類は、その職業名、資格、コースが多様である。4 歳から 5 歳の幼児担当教師を目指すのならば、2 年間の大学 (college) で幼児教育に関するコースを経て、実践的な経験を積むことが多いが、現在、幼児教育の資格を区別づけているのは、全国一般職業資格 (General National Vocational Qualification、GNVQ) といえる。GNVQ には 5 段階のレベルがあり、レベル 2 では児童アシスタント、レベル 3 ではレセプション・クラスやナーサリー・スクールでの児童スーパーバイザーや教室アシスタントやチャイルドマインダー、レベル 4 では幼児教育のマネージャーの資格が与えられる。ここでは、イギリスの幼児教育改革に主に焦点が当てられているチャイルドマインダーに絞って、OFSTED や教育技能省によるその水準化過程の施策について見る。

(1) デイケア及びチャイルドマインダーの定義と水準向上のための 4 つの視点

2001 年 9 月より、幼児教育に関する LEA の管轄責任が OFSTED のトップである主任視察官 (Her Majesty's Chief Inspector, HMCI) の責任へと移行し、OFSTED が 8 歳までの子どもたちのデイケア規制を行うことになった。デイケアとは「家を前提とした場所で 8 歳以下の子どもたちにいつでも提供できるケアのことで、最低限合計 2 時間面倒をみることである」とその規制

枠組みの中で定義されている⁽¹¹⁾。チャイルドマインダーとは、「8歳以下の1人以上の子どもたちを、家屋を前提とする場所で1日に合計2時間以上面倒をみる人」で、「家屋」とはチャイルドマインダーの家を指し、チャイルドマインダーは子守に対して面倒を依頼した人から支払いを受けることができる⁽¹²⁾。チャイルドマインダーの明確な定義付けは、チャイルドマインダーとして資格を与えられない人の定義をすることによっても述べられている。面倒を見られる子どもの親や親戚、親的な責任を持つ人、地方当局における養育者（local authority foster parent）、ボランティア組織に在籍する子どもの養育者、個人的に子どもを養育している人、午後6時から午前2時の間しか子どもの面倒をみれない人、その子自身の家で主に面倒を見る人、両親のうち一方の家ないしは両方の家でその両親のために子どもの世話をする人はチャイルドマインダーとして分類されない⁽¹³⁾。両親のために子どもの世話をする人はチャイルドマインダーではないというのは、チャイルドマインダーの補強と増大によって、シングルマザーの就労を促進する政府の意図がある⁽¹⁴⁾。政府としては1600万人の子どもたちに対し、2004年までに2億ポンドのチャイルドケアに対する基金を見込んでおり⁽¹⁵⁾、全国約84000人のチャイルドマインダーの規制化を目指している⁽¹⁶⁾。

デイケアとチャイルドマインダーを規制するに当たって、OFSTEDは、「登録」、「視察」、「調査」、「強化」という4つの視点を基礎にしている。即ち、デイケア提供者とチャイルドマインダーはOFSTEDに「登録」する形となり、登録された彼らはOFSTEDから「視察」を受けることになる。今のところ、視察は2001年9月から2003年3月までに、少なくとも1度は行うとされている。OFSTEDの視察による評価で、デイケア提供者やチャイルドマインダーに対する補助金も設定されることになる。「調査」とは、デイケアとチャイルドマインディングに関する情報や証拠を視察によって集めることであり、「強化」とは、視察によってデイケアの提供が劣っていると判断されたデイケア提供者並びにチャイルドマインダーが更に登録から漏れないよう強化したり、法律内で彼らが活動するよう指導したり、もしくはその地位を剥奪することを意味する。この4つの視点が、OFSTEDによるデイケアならびにチャイルドマインダー水準化のための視察のサイクルになると思われる。

（2）デイケアの国家水準

視察には基準が必要となる。そこで、デイケアとチャイルドマインダーの水準化に当たって、OFSTEDは14の国家水準を発表した。それらは、1)ふさわしい人間、2)組織（子どもの割合、従事者の訓練と資格と組織との適合性、リソース等）、3)ケア、学習、遊び（積極的な関係の確立と自己自尊の発達、善悪の学習、言葉と数字の思考、想像力と創造性等）、4)物理的環境（安全性、適合性等）、5)設備（目的にあった家具類や玩具やデザインや条件等）、6)安全、7)健康（健康の促進、病気の感染防止、病気に対するふさわしい処置等）、8)飲食物（定期的な飲食物とその栄養度、食事制限や宗教的な要求への対応性等）、9)平等な機会（平等な機会と反差別的実践の促進）、10)特別なニーズ（特別なニーズの必要な子どもに対する活動）、11)行動（福祉と発達を促進する子どもの活動の運営）、12)親とケア提供者とのパートナーシップ（活動と情報の共有等）、13)児童保護（地方の児童保護当局の方法の承諾と実践等）、14)記述（記

録の実践と維持、親との共有等）である。ふさわしい人間という国家水準に対して OFSTED は、国家水準に対する理解度と国家水準にふさわしい能力、暖かい継続的なケアを与える能力、訓練と資格と経験、危機にある子どもの安全と福祉に対する信念と情報、子どもたちをケアする精神的肉体的適応性、スタッフやボランティアに対する安定性の決定能力を視察すると挙げている。資格としては、幼児教育・保育（nursery nursing）の学位、乳幼児に関する研究の国家資格、NVQ3 レベル、プレイグループでの実践に関する就学前学習関係の学位、資格授与教師の地位（Qualified Teacher Status）、健康に関する訪問の資格、ソーシャルワーク資格、看護資格などが挙げられているが、目下、デイケア従事者の資格は多様なので、OFSTED はその資格の明確化と段階化を図っているところである（17）。

（3）地方におけるパートナーシップの促進

乳幼児のための発達とチャイルドケアのパートナーシップ（Early Years Development and Childcare Partnerships, EYDCPs）というプログラムは 1997 年から教育技能省（当時は教育雇用省）によって 1997 年から開始され、引き続き拡大されたもので、チャイルドケアと地方当局のパートナーシップを促進することが意図されている。そこでは、各地方におけるチャイルドケアの計画立案や改善に対するパートナーシップ施策の強化等が主に述べられている。チャイルドマインダーをはじめとするチャイルドケア従事者養成に関する項目で強調されている特徴は、OFSTED の視察で問われる活動計画や子どもの評価方法の訓練に対して有資格教師やその他の資格者をコンサルタント的に積極活用すること、そして各訓練機関はデイケア従事者に対してマーケティングやファイナンシャルプランニング等のビジネス技能を訓練することである。こうして、チャイルドマインダーは、地方の当局における訓練機関において活動計画立案、自己評価、自己改善等、総合的なマネージメント能力を育成していくことになる（18）。

4. 幼児教育水準向上政策に対する評価と課題

Statham は、アメリカの幼児教育プログラムの開発と効果に比べて、イギリスではまだ研究の結果が出ていないとし、イギリスの幼児教育について、「地方当局の家族支援センターのサービスの質は、プレイグループや私立のデイ・ナースリーに比べて十分であり良い結果が出ているが、LEA のナースリー・スクールやクラスや他のセンターよりも劣っている。しかし、デイケアの効果についてはほとんど知られていない。プレイグループのような実践的な親の支援は、問題解決のより広い弾力性やコミュニティで孤立している親のサポートにつながる。しかし、親の求めるニーズは高い。今後は、支援サービス提供の前後を評価する方法や比較検討が必要である」と示唆する（19）。Little も、チャイルドケアの多様化による各地方におけるサービスの貢献度を評価しながらも、子ども時代の様々な困難性が何から起こるのかという明確な同定がないと述べている（20）。従って、OFSTED によるチャイルドケアの視察の情報は、イギリスの幼児教育研究に貢献することが予想されるが、結局は国家水準に則った視察がなされるので、本来の多様なチャイルドケアシステムの良し悪しがどこまで視察によって評価される

のかは視察の結果が出るまでは伺い知れない。また、チャイルドマインダーの不安も大きい。全国チャイルドマインディング協会（National Childminding Association、NCMA）に寄せられたチャイルドマインダーらの主な不安は、「デイケア制度が変わったが新しい国家水準にもう合わせなければいけないのか」、「新しく子どもを預かることになっているがどのような手続きをすればよいのか」、「いろいろな家で子守をしているが、視察時期との調整を親の都合とどう合わせればよいのか」、「友人がチャイルドマインダーを始める際地方の消防当局からチェックを受けたのに私の地域ではそのようなことはない」、「13 年前にチャイルドマインダーの資格をとったが、新しい規制の下、訓練を受け直さなければならないのか」、「子守のために家を改造したいが国家水準に則るようにしなければならないのか」といった質問が寄せられている⁽²¹⁾。OFSTED はこれらの質問に対し、第 1 回目の視察を受けるまでは、地方当局の手続き、即ち現状維持のままで子守を続けるよう指示している。しかし、実際彼らの不安の対象は OFSTED の視察であり、不安を減らすには視察のガイドブックとしては不透明さが残る上、視察が終わるまで彼らの不安解決は見出せそうにないようである。

・おわりに

以上の考察から、イギリスにおける幼児教育における教師の水準化の動向としては、チャイルドマインダーといった 1 人の子どもの子守をするようなデイケア従事者にも国家水準が設けられ、OFSTED による視察が導入されるという大きな変化が生じていることが明らかになった。この変化に対応するために、チャイルドマインダーの資格の明確化、訓練センターのチャイルドケア資格授与課程の明確化、地方のチャイルドケアサービスとのパートナーシップによるチャイルドケアの統合方策が促進されつつある。この結果、OFSTED の視察によってチャイルドケアの現状が判明し、以後、国家の水準に則った改善方策が展開されていくであろう。しかし、一方、予測される課題としては、第 1 に、チャイルドマインダーの提供するチャイルドケアの多様な質を、どこまで国家水準の範囲内で評価するのかということである。チャイルドマインダーは、少数の子どもの面倒を見る地域の親との関係が特に密接な人間であるため、親とのインフォーマルな関係に支えられている実態もあろう。しかし、これからは国家水準に則ったチャイルドマインダーのケアの水準向上に親の要求度がかなり反映されることが推測される。そこでは、チャイルドマインダーと親との共通理解と協力体制がより求められるであろう。OFSTED の視察の導入によって、チャイルドマインダーが資格訓練に負担を感じたり、親との協力体制が崩れ始めたりするようなことがあれば、チャイルドマインダーがむしろ減少する可能性もある。第 2 に、チャイルドマインダーと子どもとの関係の効果についての研究も要求される。これまでの OFSTED の学校視察がもたらした学力の向上という数字だけでは測れないようなチャイルドマインダーと子どもとの人間関係をいかに評価するのか。もし子どもの読み書き能力の効果でケアの質の評価が焦点化され始めると、チャイルドマインダーもその達成に尽力せざるを得なくなるとも考えられる。第 3 に、政府の目標がチャイルドケアが将来的には労働力向上に寄与することであるため、それを証明するための個々のチャイルドケアの長期的

かつ継続的な追跡調査研究が求められる。何をもってその効果を測るのか、OFSTED のチャイルドケアの視察導入は、これまで生み出されてきた課題よりも一層大きな課題を残すこともあり得るのである。

註

- (1) Whiterman,C., "The Education Acts 1998-A Concise Commentary including A Complete Copy of The Education Act-", The Stationary Office 1998, p.78.
- (2) 志水宏吉、「変わりゆくイギリスの学校」、東洋館出版社、1994 年、p.28-29。
- (3) イギリスの子ども観に関する著書としては、北本正章、「子ども観の社会史ー近代イギリスの共同体・家族・子どもー」、新曜社、1997 年を主に参考とした。
- (4) 太田直子、「イギリス教育制度成立史ーパートナーシップ原理の誕生ー」、東京大学出版会、1992 年、p.161-162。
- (5) 北本正章、前掲書、p.139-140。
- (6) 武川正吾、塩野祐一編、「先進諸国の社会保障①イギリス」、東京大学出版会、1999 年、p.285-288。
- (7) Blair,T., 'New Britain-My Vision of a Young Country-' , Fourth Estate Limited, 1996, p.37-165.
- (8) Labour, 'Ambitions for Britain Labour's Manifesto 2001', HH Associates City House, 2001, p.18.
- (9) House of Commons, 'Standards and Quality in Education: the Annural Report of Her Majesty's Chief Inspector of Schools for 1999-2000' , Authority of the House of Commons, 2001, p.vii.
- (10) House of Commons, 同上書、2001、p.3。下線は筆者による。
- (11) OFSTED, 'The OFSTED Framework for the Regulation of Day Care and Childminding', 2001, p.8-9.
- (12) OFSTED, ' Childminding -Is It for You-?', 2001, p.1.
- (13) OFSTED、同上書、2001、p.8。
- (14) 舟場正富、「プレアのイギリスー福祉のニューディールと新産業主義ー」、PHP 研究所、1998 年、p.148。
- (15) DfES, 'National Child Care Strategy', <http://www.dfes.gov.uk/childcare/html>.
- (16) OFSTED, ' OFSTED Early Years Director Appointed ' ,OFSTED Press Release 11 January 2001.
- (17) OFSTED, 'Full Day Care: Guidance to the National Standards', 2001, p. 7.
- (18) DfEE, 'Early Years Development and Childcare Partnership-Planning Guidance 2000-2001-', 1999, p.72-81.
- (19) Statham, J., 'Outcomes and Effectiveness of Family Support Services-A Research Review-', Institution of Education, University of London, 2000, p. 7.
- (20) Little, M., 'Prevention and Early Intervention with Children in Need: Definitions, Principles and Examples of Good Practice' in Children and Society Volume 13 , John Wiley & Sons Ltd, 1999, p.307-309.
- (21) NCMA, <http://www.ncma.org.uk/html>.

The Tendency of Standardisation of Childcarers in Britain

— Focusing on Childminder —

Mayumi Sakamoto

In September 2001, the responsibility for the regulation of day care and childminding in England transferred from Local Councils to the Office for Standards in Education (OFSTED). This policy means that childcare will be integrated and standardised. According to this new policy, providers of childcare, including childminders, have to regularly receive OFSTED inspection.

The purpose of this paper is firstly to review the traditional principles of childcare in England in order to show how the system will come to change; secondly, to consider the strategies of childcare by the New Labour government; and, lastly, to examine the problems referring to the standardisation of child carers, especially childminders.

Traditionally, there seemed to be a principle of non-intervention by the state in family childcare. This led to a partnership between parents and local councils providing the support for bringing up children in a family. Here the responsibility for childcare is given to family and local councils. However, the New Labour government has announced that the state and family have to integrate responsibility for bringing up and educating children. This strategy intends to raise the standard of childcare as a result of increased state control.

OFSTED has identified four basic aspects of childcare; regulation, inspection, investigation, and enforcement of day care and childminding. In order to conduct its inspection, OFSTED has set 14 national standards. Day carers and childminders have to take training, gather experience, and change the surrounding physical environment to meet these national standards. For this, the Early Years Development and Childcare Partnerships (EYDCP's) by the Department for Education and Skills requires training and qualification organisations in local areas to make clear the criteria for their child care training and qualifications.

In such a situation, the following problems are considered. Firstly, how the effectiveness of different quality of day care and childminding will be evaluated under the national standards. The relationship between childminders and parents may be closer than that of the organisation. Under the new inspection, the parents' requirement for day care will be increased. For childminders and parents, sharing understanding children and cooperating together for child care will be needed more. If such a relationship is broken by the inspection, the number of childminders will be reduced. Secondly, how the relationship between childminders and children will be measured. If inspection emphasises child achievement of literacy and numeracy in order to measure effectiveness of childcare, childminders also will have to focus on it rather than establish good relationship with children. The research on good relationship between adults and children will be required more. Lastly, the continuous research on child care of children from childhood to adults will be required, if the government wants to make sure to the effectiveness of childcare. What the effectiveness of childcare will be the question to be examined.